

協議第 4 2 号 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松 岡 一 俊

各種福祉制度（障害者福祉・その他の福祉）の取扱い

（障害者福祉）

- 1 . 市町村障害者福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
ただし、合併後新市として一体的な計画となるよう新たに策定する。また策定委員会については、新市において新たに設置する。
- 2 . 身体障害者等福祉年金支給事業については、七城町、旭志村、泗水町の例により、平成 1 7 年度から対象者に精神障害者も含めて統一し実施する。
- 3 . 障害者住宅改造助成事業については、菊池市、旭志村、泗水町の例により合併時から統一する。
- 4 . 重度心身障害者医療費助成事業、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当、進行性筋萎縮症者療養等給付事業、重度障害者・児日常生活用具給付事業、身体障害者・児補装具交付事業、支援費制度については、制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。

（その他の福祉）

- 1 . 社会福祉法に基づき、福祉事務所を新市において新たに設置する。福祉事務所の組織等については、同法又はその他の法令に基づき条例で定める。
- 2 . 生活保護事業については、国、県の福祉制度に基づき新市の福祉事務所において実施する。
- 3 . 災害弔慰金、災害障害見舞金については、制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4 . 災害見舞金については、泗水町の例により合併時から統一する。
- 5 . 民生委員推薦会については、新市において新たに設置する。
ただし、委員の定数については、1 4 名以内とする。
- 6 . 民生委員・児童委員及び主任児童委員については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 . 社会福祉施設整備補助金については、泗水町の例により合併時から統一する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度の取扱い				関係項目	障害者福祉
調整の内容	1. 市町村障害者福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後新市として一体的な計画となるよう新たに策定する。また、策定委員会についても新たに設置する。 2. 身体障害者等福祉年金支給事業については、七城町、旭志村、泗水町の例により、平成17年度から対象者に精神障害者も含めて統一し実施する。					
	現況					
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市町村別内容	障害者福祉計画 名称 菊池市障害者プラン 計画期間 平成15年度～平成19年度	名称 七城町障害者支援計画 計画期間 平成15年度～平成19年度	名称 旭志村障害者福祉計画 計画期間 平成13年度～平成17年度	名称 泗水町障害者支援計画 計画期間 平成13年度～平成17年度	・市町村の障害者福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後新市として一体的な計画となるよう新たに策定する。また、策定委員会についても新たに設置する。 ・七城町、旭志村、泗水町の例により、平成17年度から対象者に精神障害者も含めて統一し実施する。	
	障害者福祉計画策定委員会 名称 菊池市障害者基本計画策定委員会 委員数 18人以内 名称 菊池市障害者基本計画検討委員会 委員数 25人以内	名称 七城町まちづくり推進委員会(福祉部会) 委員数 13人	名称 旭志村障害者福祉計画策定委員会 委員数 7人	名称 泗水町障害者福祉計画策定委員会 委員数 15人以内		
	支給対象者 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳を受けた者及び療育手帳制度要綱に基づき、療育手帳の交付を受けた者。 親権を行う者、後見人、その他の者で、障害者を現に養育している者(保護者) 支給資格 毎年10月1日現在において、本市に引き続き一年以上住所を有し、住民基本台帳法第6条の規定により本市住民票に記載されている障害者等又は保護者。 支給額、支給月 年額 5,000円 毎年12月 支給申請 毎年申請 実績(H14年度) 受給者 699人 支給方法 現金699人	支給対象者 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳を受けた者及び療育手帳制度要綱に基づき、療育手帳の交付を受けた者で公的年金等を受けていない者。 親権を行う者、後見人、その他の者で、障害者を現に養育している者(保護者) 支給資格 毎年10月1日現在において、本町に引き続き一年以上住所を有し、住民基本台帳法第6条の規定により本町住民票に記載されている障害者等又は保護者。 支給額、支給月 年額 5,000円 毎年12月 支給申請 毎年申請 実績(H14年度) 受給者 159人 支給方法 口座振込121人 現金38人	支給対象者 同左 支給資格 同左 支給額、支給月 年額 5,000円 毎年12月 支給申請 毎年申請 実績(H14年度) 受給者 149人 支給方法 口座振込133人 現金16人	支給対象者 同左 支給資格 同左 支給額、支給月 年額 5,000円 毎年12月 支給申請 毎年申請 実績(H14年度) 受給者 330人 支給方法 口座振込318人 現金12人		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	各種福祉制度の取扱い		関係項目	障害者福祉																																																
調整の内容	3. 障害者住宅改造助成事業については、菊池市、旭志村、泗水町の例により合併時に統一する。 4. 重度障害者・児日常生活用具給付事業、身体障害者・児補装具交付事業、重度心身障害者医療費助成事業、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当、進行性筋萎縮症者療養等給付事業、支援費制度については、制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。																																																			
	現		況																																																	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容																																															
障害者住宅改造助成事業	重度心身障害児（者）及び重度の知的障害児（者）がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、在宅での自立促進寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。 対象者 ・65歳未満の者で身体障害者手帳1級又は2級を所持している者 ・65歳未満の者で療育手帳A1又はA2を所持している者																																																			
	助成額 上限900千円 助成率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯の階層世帯</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table> 実績（H14年度） 0件		対象世帯の階層世帯	助成率	A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3	B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3	C	A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯	2 / 3	助成額 上限300千円 助成率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯の階層世帯</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A・B階層を除き、前年市町村民税均等割のみを納める世帯</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table> 実績（H14年度） 1件		対象世帯の階層世帯	助成率	A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3	B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3	C	A・B階層を除き、前年市町村民税均等割のみを納める世帯	2 / 3	助成額 上限900千円 助成率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯の階層世帯</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table> 実績（H14年度） 1件		対象世帯の階層世帯	助成率	A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3	B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3	C	A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯	2 / 3	助成額 上限900千円 助成率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯の階層世帯</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>3 / 3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table> 実績（H14年度） 0件		対象世帯の階層世帯	助成率	A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3	B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3	C	A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯	2 / 3
	対象世帯の階層世帯	助成率																																																		
A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3																																																		
B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3																																																		
C	A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯	2 / 3																																																		
	対象世帯の階層世帯	助成率																																																		
A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3																																																		
B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3																																																		
C	A・B階層を除き、前年市町村民税均等割のみを納める世帯	2 / 3																																																		
	対象世帯の階層世帯	助成率																																																		
A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3																																																		
B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3																																																		
C	A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯	2 / 3																																																		
	対象世帯の階層世帯	助成率																																																		
A	生活保護法による被保護世帯	3 / 3																																																		
B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 / 3																																																		
C	A・B階層を除き生計中心者の前年度所得税課税年額が、14万円以下の世帯	2 / 3																																																		
重度障害者・児日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障害児（者）及び重度知的障害児（者）に対し浴槽・便器等の日常生活用具の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とする。 対象者 ・在宅で身体障害者手帳1級又は2級を所持している者 ・在宅で療育手帳A1又はA2を所持している者 費用の自己負担 ・給付については、その世帯の所得に応じ全部又は一部を自己負担する ・貸与については、所得税非課税世帯に属する障害児（者）にあつては、無料とする																																																			
	実績（H14年度） 身体障害児（者） 給付 21件	実績（H14年度） 身体障害児（者） 給付 3件	実績（H14年度） 身体障害児（者） 給付 2件	実績（H14年度） 身体障害児（者） 給付 10件	・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。																																															
身体障害者・児補装具交付事業	身体に障害のある者に対し、補装具の交付又は修理を行うことにより、職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的とする 対象者 ・身体障害者手帳の交付を受けている者 費用の自己負担 その世帯の市町村民税、所得税の課税額に応じ経費の全部又は一部を負担する																																																			
	実績（H14年度） 交付 265件 修理 15件	実績（H14年度） 交付 53件 修理 3件	実績（H14年度） 交付 24件 修理 1件	実績（H14年度） 交付 108件 修理 2件	・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。																																															

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い				関係項目	障害者福祉	
調整の内容		現 況						
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容		
市	重度心身障害者医療費助成事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～2級所持者 ・療育手帳 A1～A2所持者 ・精神障害者保健福祉1級所持者 ・福祉手当受給者相当者 <p>通院：同月の診療分について、一医療機関等に対し、月1,020円を除いた額 入院：同月の診療分について、一医療機関等に対し、月2,040円を除いた額 控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険各法の規定による高額療養費の額 ・老人保健法の規定による高額療養費の額 ・組合管掌健康保険等の規定による付加給付の額 ・交通事故による第三者からの賠償として払われる医療費の額 				・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。		
		受給者件数 3,424件 助成額（H14年度） 42,699,546円	受給者件数 739件 助成額（H14年度） 8,378,387円	受給者件数 741件 助成額（H14年度） 8,876,876円	受給者件数 1,703件 助成額（H14年度） 18,526,575円			
町	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	特別障害者手当・・・身体や精神（知的）に著しく重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上のものに対して支給する手当 障害児福祉手当・・・身体や精神（知的）に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のものに対して支給する手当 経過的福祉手当・・・障害基礎年金及び特別障害者手当の創設（昭61年度～）によりそれまでの福祉手当制度が廃止になり、福祉手当を支給していたもので特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害者基礎年金も支給されない20歳以上の人に支給				・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ		
		（H14年度） 特別障害者手当 18人 障害児福祉手当 4人 経過的福祉手当 5人	（H14年度） 特別障害者手当 2人 障害児福祉手当 2人 経過的福祉手当 0人	（H14年度） 特別障害者手当 2人 障害児福祉手当 2人 経過的福祉手当 1人	（H14年度） 特別障害者手当 5人 障害児福祉手当 10人 経過的福祉手当 0人			
村	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	<p>目的</p> <p>進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行い、もってその福祉の増進を図る。</p> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要するもの</p>				・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。		
		給付対象者（平成14年度） 1人	該当者なし	給付対象者（平成14年度） 1人	給付対象者（平成14年度） 1人			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い				関係項目	障害者福祉				
調整の内容											
		現				況					
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容					
市 町 村 別 内 容	支援費制度	利用者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する。また、サービスを利用した場合は、市区町村と利用者で費用を負担する。 利用者、指定業者、施設、市区町村、都道府県、国が協力して実施され、支援の実施は市区町村が行う事業 身体障害者（満18歳以上） ・施設サービス・・・（更正施設・療護施設・授産施設） ・在宅サービス・・・（居宅介護・デイサービス・短期入所） 知的障害者（満18歳以上） ・施設サービス・・・（更正施設・授産施設・通勤療・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設） ・在宅サービス・・・（居宅介護・デイサービス・短期入所・地域生活援助） 障害児（満18歳未満） ・在宅サービス（居宅介護・デイサービス・短期入所） 利用状況								・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。	
		施設	身体障害者	26人	8人	3人	10人				
	施設	知的障害者	39人	12人	8人	20人					
	身体障害者	居宅介護	11人	1人	3人	6人					
		デイサービス			1人						
		短期入所	4人		1人						
	知的障害者	居宅介護	13人	2人	2人	2人					
		デイサービス	11人	2人	3人	2人					
		短期入所	7人		2人	3人					
		地域生活援助 (グループホーム)	5人	2人	1人						
	児童	居宅介護	14人	1人	1人	1人					
		デイサービス	24人	2人	7人	10人					
		短期入所	18人	4人	1人	9人					

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	その他の福祉
調整の内容		1. 社会福祉法に基づき、福祉事務所を新市において新たに設置する。福祉事務所の組織等については、同法又はその他の法令に基づき条例で定める。 2. 生活保護事業については、国、県の福祉制度に基づき新市の福祉事務所において実施する。			
		現況			調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	生活保護法に基づき実施 (菊池市福祉事務所)	生活保護法に基づき実施(熊本県菊池福祉事務所) 2町1村においては、保護申請の受付・保護費の交付や調査等を実施			・社会福祉法に基づき、福祉事務所を新市において新たに設置する。福祉事務所の組織等については、同法又はその他の法令に基づき条例で定める。 ・生活保護については、国、県の福祉制度に基づき新市の福祉事務所において実施する。
	被保護者数(平成16年1月現在)	被保護者数(平成16年1月現在)	被保護者数(平成16年1月現在)	被保護者数(平成16年1月現在)	
	被保護世帯数 133世帯	被保護世帯数 8世帯	被保護世帯数 13世帯	被保護世帯数 20世帯	
	被保護人員 167人	被保護人員 11人	被保護人員 16人	被保護人員 31人	
	保護の内容	保護の内容	保護の内容	保護の内容	
	・生活扶助 152人	・生活扶助 9人	・生活扶助 14人	・生活扶助 26人	
	・住宅扶助 116人	・住宅扶助 4人	・住宅扶助 14人	・住宅扶助 12人	
	・教育扶助 11人	・教育扶助 1人	・教育扶助 0人	・教育扶助 0人	
	・介護扶助 25人	・介護扶助 0人	・介護扶助 2人	・介護扶助 6人	
	・医療扶助 143人	・医療扶助 10人	・医療扶助 11人	・医療扶助 28人	
	実施体制	実施体制(熊本県菊池福祉事務所)			
	・査察指導員 1人	・査察指導員 1人			
	・ケースワーカー 3人	・ケースワーカー 7人			
	・医療担当 1人(ケースワーカー兼任)	・医療担当 1人			
	・経理担当 1人	・経理担当 1人			
	・統計担当 1人(ケースワーカー兼任)	・統計担当 1人			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	その他の福祉
調整の内容		3. 災害弔慰金、災害障害見舞金については、制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 災害見舞金については、泗水町の例により合併時から統一する。			
市町村名	現		況		調整の具体的内容
	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市	1. 災害弔慰金 災害等により死亡した者の遺族に対して支給 ・生計維持者死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円 2. 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給 ・生計維持者障害 250万円 ・その他の者の障害 125万円				・制度同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
	災害弔慰金及び災害障害見舞金				
町	災害見舞金支給 ・災害により死亡し、又は負傷した者並びに流失、全壊（焼）、半壊（焼）した建物に罹災時居住していた者若しくは所有者 災害見舞金額 1. 死亡 ・同一世帯内で死亡者が1人 15万円 ・ " 2人以上 20万円 2. 負傷 ・6カ月以上医師の治療 3万円 ・1カ月以上医師の治療 2万円 3. 全壊（焼） ・住家1世帯につき（失火等） 10万円（5万円）以内 ・非住家1棟につき（失火等） 3万円（1.5万円）以内 4. 半壊（焼） ・住家1世帯につき（失火等） 4万円（2万円）以内 ・非住家1棟につき（失火等） 2万円（1万円）以内 5. 住家の床上浸水 ・住家1世帯につき 2万円以内 6. 復旧作業による炊き出し ・行政区1区につき 1万円以内		災害見舞金支給 ・天災地変又は火災等の原因により被害を受けた者 災害見舞金 1. 火災見舞金 ・全焼 住家 10万円以内 非住家 5万円以内 ・半焼 住家 5万円以内 非住家 2.5万円以内 2. 風水害等見舞金 ・全壊 住家 10万円以内 非住家 5万円以内 ・半壊 住家 5万円以内 非住家 2.5万円以内 3. 死亡、負傷、入院治療見舞金 ・死亡 20万円 ・負傷 1万円		災害時に対応している。
	災害見舞金				
村			災害見舞金支給 ・天災地変又は火災等の原因により被害を受けた者 災害見舞金 1. 火災見舞金 ・全焼 住家 10万円以内 非住家 5万円以内 ・半焼 住家 5万円以内 非住家 2.5万円以内 2. 風水害見舞金 ・全壊 住家 10万円以内 非住家 5万円以内 ・半壊 住家 5万円以内 非住家 2.5万円以内 3. 地震見舞金 ・全壊 住家 10万円以内 非住家 5万円以内 ・半壊 住家 5万円以内 非住家 2.5万円以内 4. 死亡、負傷、入院治療見舞金 ・死亡 20万円 ・負傷 町長が別に定める		・泗水町の例により合併時から統一する。
	災害見舞金				
別					
内容					

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	その他の福祉	
調整の内容		5. 民生委員推薦会については、新市において新たに設置する。 ただし、委員の定数については、14名以内とする。 6. 民生委員・児童委員及び主任児童委員については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
		現 況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	民生委員推薦会	定数 14名 (委員構成) 1 市議会議員 2名 2 民生委員 2名 3 社会福祉事業の実施に関係のある者 2名 4 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 2名 5 教育関係者 2名 6 関係行政機関の職員 2名 7 学識経験のある者 2名	定数 7名 (委員構成) 1 町議会議員 1名 2 民生委員 1名 3 社会福祉事業の実施に関係のある者 1名 4 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 1名 5 教育関係者 1名 6 関係行政機関の職員 1名 7 学識経験のある者 1名	定数 7名 (委員構成) 1 町議会議員 1名 2 民生委員 1名 3 社会福祉事業の実施に関係のある者 1名 4 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 1名 5 教育関係者 1名 6 関係行政機関の職員 1名 7 学識経験のある者 1名	定数 8名 (委員構成) 1 町議会議員 1名 2 民生委員 1名 3 社会福祉事業の実施に関係のある者 1名 4 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 1名 5 教育関係者 1名 6 関係行政機関の職員 1名 7 学識経験のある者 2名	・民生委員推薦会については、新市において新たに設置する。 ただし、委員の定数については、14名以内とする。
	民生委員・児童委員協議会	名称 菊池市民生委員・児童委員協議会 総数 56名 民生委員・児童委員数 50名 主任児童委員数 6名 任期 3年 平成13年12月1日～ 平成16年11月30日 ・3単位民児協 菊池市第1地区民生委員・児童委員協議会 菊池市第2地区民生委員・児童委員協議会 菊池市第3地区民生委員・児童委員協議会	名称 七城町民生委員・児童委員協議会 総数 13名 民生委員・児童委員数 11名 主任児童委員数 2名 任期 3年 平成13年12月1日～ 平成16年11月30日 ・1単位民児協	名称 旭志村民生委員・児童委員協議会 総数 15名 民生委員・児童委員数 13名 主任児童委員数 2名 任期 3年 平成13年12月1日～ 平成16年11月30日 ・1単位民児協	名称 泗水町民生委員・児童委員協議会 総数 25名 民生委員・児童委員数 23名 主任児童委員数 2名 任期 3年 平成13年12月1日～ 平成16年11月30日 ・1単位民児協	・民生委員・児童委員及び主任児童委員については、現行のまま新市に引き継ぐ。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		各種福祉制度の取扱い		関係項目	その他の福祉
調整の内容		7. 社会福祉施設整備補助金については、泗水町の例により合併時から統一する。			
		現況			調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
社会福祉施設整備補助金	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の新築若しくは、定員の増員等により増改築や設備整備を行う社会福祉法人に対して補助する。 <p>補助の額 (施設整備費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県等からの補助金を控除した額に20/100を乗じて得た額。 (限度額300万円) <p>(その他の施設整備費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1件に要した経費の1/3以内 (限度額30万円) 	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の新築若しくは、増改築を行う社会福祉法人に対して補助する。 <p>補助の額 (施設整備費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県等から補助金を控除した額に10/100を乗じて得た額。 (限度額250万円) 	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の新築若しくは、増改築を行う社会福祉法人に対して補助する。 <p>補助の額 (施設整備費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県等から補助金を控除した額に20/100を乗じて得た額。 	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の新築若しくは、定員の増員等により増改築や設備整備を行う社会福祉法人に対して補助する。 <p>補助の額 (施設整備費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県等からの補助金を控除した額に10/100を乗じて得た額。 (限度額250万円) <p>(その他の施設整備費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1件に要した経費の1/3以内 (限度額30万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 泗水町の例により、合併時から統一する。
市町村別内容					

参考資料 各種福祉制度（障害者福祉）の取扱いについて 先進地事例

あさぎり町（H15.4.1合併）

調整内容

- 心身障害者福祉については、次のとおり取り扱うものとする。
- 身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。
- 心身障害児・者に対する各事業については、新町に引き継ぎ、実施要項等は新市において調整する。

上天草市（H16.3.31合併）

調整内容

- 障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。
- ・国または県等が定める制度については、補助基準等を基に合併時に調整し、実施する。
- ・町単独事業（身体障害者福祉年金）については、大矢野町の例により対象者に精神障害者等も含めて統一し、実施する。

鹿本地区合併協議会（H17.1.15合併予定）

調整内容

- 障害者福祉計画については、合併時に旧市町村の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとする。
- 国又は県の補助により実施する事業について、1市4町で差異のないものについては、現行のとおりとする。

菊池南部四町合併協議会（H17.2.28合併予定）

調整内容

- 市町村障害者福祉計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市として一体的な計画となるよう、新たに策定する。また、策定委員会についても新たに設置する。
- 在宅福祉事業（国・県制度）については、次のとおりとする。
- ・日常生活用具の給付・貸与については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・補装具の給付及び修理については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・進行性筋萎縮症者療養給付事業については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 特別障害者手当等支給事務については、次のとおりとする。
- ・特別障害者手当については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・障害者福祉手当については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・福祉手当（経過措置分）については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 特別児童扶養手当については、国・県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 障害者福祉手当については、西合志町の例により平成17年度から調整統一する。ただし、対象者については、収入が国民年金の障害者基礎年金2級程度未満とする。また、平成16年度までは旧町の例による。なお、この事業については、3年を目途に見直し検討する。

福祉事務所の設置について

社会福祉法（抜粋）

第三章 福祉に関する事務所

（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあっては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

（略）

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

第四章 社会福祉主事

（設置）

第18条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

（略）

4 市及び第1項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務を行うことを職務とする。

生活保護について

生活保護法（抜粋）

第四章 保護の機関及び実施

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現住所を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。
- 3 第31条第1項ただし書きの規定により被保護者を救護施設、更正施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第34条の2第2項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。）を介護老人福祉施設（介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所委託前の居住地又は現在地によって定める者とする。
- 4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
- 5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。
（以下略）

民生委員推薦会

民生委員法（抜粋）

第8条 民生推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

- 一 市町村の議会の議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

民生委員法施行令（抜粋）

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（略）

民生委員・児童委員について

民生委員法（抜粋）

第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域に是を置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）以下同じ。）の意見を聞いて、これを定める。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

（略）

（任期等）

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（略）

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって1区域としなければならない。

民生委員・児童委員の定数基準について（平成13年6月29日 雇児発第433号、社援第1145号）

1. 民生委員・児童委員配置基準表

- ・人口10万人未満の市・・・・・・・・・・120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
- ・町 村・・・・・・・・・・70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

2. 主任児童委員配置基準表

- ・民生委員・児童委員の定数39人以下・・・・・・・・・・主任児童委員の定数 2人
- ・民生委員・児童委員の定数40人以上・・・・・・・・・・主任児童委員の定数 3人

児童福祉法（抜粋）

児童委員

第12条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

鹿本地域合併協議会（H17.1.15合併予定）

調整内容

福祉事務所は、新市において設置するものとする。
生活保護事業については、国、県の福祉制度に基づき、新市福祉事務所において実施する。
民生委員・児童委員及び主任児童委員については、新市に引き継ぐものとする。
災害見舞金等については、鹿北町の例により合併時から統一する。

上天草市（H16.3.31合併）

調整内容

各種福祉事業については、これまでの各町の取組の経緯を踏まえ、住民サービスの低下にならないよう新市において、次のとおり取扱うものとする。
生活保護については、合併時に服し事務所を設置し、県より事務を移管して実施する。

玉名地域1市8町合併協議会（H17.1.17合併予定）

調整内容

民生委員協議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
民生委員推薦会については、新市において新たに設置する。
罹災見舞金については、新市においても実施する。内容については、合併までに調整する。

宇城西部五町合併協議会（H17.1.15合併予定）

調整内容

生活保護制度については、社会福祉法第14条に定める福祉事務所の設置を勧案し、新市に引き継ぐ。
民生委員協議会については、現行のまま新市に引き継ぐ。